

入札公告

次のとおり 一般競争入札 に付します。

令和 7 年 1 月 21 日

独立行政法人 地域医療機能推進機構
二本松病院 院長 鈴木 眞一

◎調達期間番号 903 ◎所在地番号 07 ◎品目分類番号 75

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 清掃、警備、施設管理等業務委託契約
- (2) 特 質 等 入札説明書及び仕様書の通り
- (3) 納 入 期 限 入札説明書の通り
- (4) 納 入 場 所 福島県二本松市成田町1-553
独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院
- (5) 入 札 方 法 一般競争入札
入札金額については、購入物品のほか、納入に要する一切の費用を含めた額とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) そ の 他 調達予定数量:別紙仕様書のとおり

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下、契約細則という。)第5条と第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」でA～C等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

3. 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒964-8501 福島県二本松市成田町1-553
独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 経理課 契約係
電話: 0243-23-1231 FAX: 0243-23-5086

- (2) 入札説明書(入札関係書類)の交付方法

本公告の日から下記指定日までの土曜日、日曜日及び休日を除く 9 時 から 12 時及び
13 時 から 16 時 まで上記(1)の交付場所にて、「機密保持に関する誓約書」と引き換えにダウン

ロードパスワード交付する。

※来所が困難な者について 上記書類2部をPDFで下記アドレスまで送信下さい。
電子ファイルにて入札説明書の入手を希望する者は同引き換え時にパスワード票の発行を依頼し、解除コードもって当院ホームページにある「調達情報」より入札説明書(詳細資料)の入手が可能である。
JCHO二本松病院総務企画課(経理)代表メール :keiri@nihonmatsujcho.go.jp

入札関係書類交付締切日・受取場所

令和 7 年 3 月 3 日 月曜日 10:00 迄

交付場所 〒964-8501 福島県二本松市成田町1-553

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 経理課

入札関係書類提出締切日・提出場所

令和 7 年 3 月 3 日 月曜日 13:00 迄

提出場所 〒964-8501 福島県二本松市成田町1-553

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 経理課

入札説明会

入札説明会は実施しない。入札説明書の交付時に説明。

(3)入札日時

令和 7 年 3 月 6 日 木曜日 10:30

※当日は時間に余裕をもってご参加ください。

(4)入札場所

福島県二本松市成田町1-553

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院 2F会議室

4. その他

(1)契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2)入札保証金及び契約保証金 免除

(3)入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、上記3(1)の入札説明書(入札関係書類)に基づき上記2(3)の競争参加資格に関する証明書等を下記期日時間(入札参加申込締切日)までに提出しなければならない。競争参加者は入札日の前日までの間において、当該書類(入札前提出書類)に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。入札者の競争参加資格に関する証明書等は当機構において審査するものとし、採用しうると判断した証明書等(入札前提出書類)を添付(提出)した入札書のみを落札対象とする。

(4)入札の無効本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる業務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5)落札者の決定方法 最低価格落札方式

(6)契約書の作成の要否 要

(7)入札に係わる検収の完了期限

令和7年3月31日

(8)手続きにおける交渉の有無 有

5. Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Facility cleaning and Security services and Equipment monitoring work

(2) Time-limit for the notice: 1:00 P.M March 2, 2025

(3) Contact point for the notice Contract Unit, Accounting Section, Japan Community Health Care Organization Nihonmatsu Hospital, 1-553 Naritachou, Nihonmatsu City, Fukushima 964-8501 Japan, TEL 0243-23-1231

以上

機密保持に関する誓約書

令和 年 月 日

独立行政法人 地域医療機能推進機構
院長 鈴木 真一 殿

住 所(所在地)

氏 名(法人名)
(代表者 または 委任者)

印

電話番号 : () -
FAX番号 : () -
E-mail :

(以下「当社」という。)は、 独立行政法人地域医療機能推進機構
二本松病院 に係る入札管理番号 00106-01 の 清掃、警備、施設管理等業務委託契約
における入札(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴機構から当社に対して開示される機密情報
(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

- 第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される
一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。
- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
 - (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
 - (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
 - (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
 - (5) 貴機構から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱い期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴機構が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

- 第3条 貴機構が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わ
ない。)を行なわないことを当社は了承します。
- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴機構に対し損害賠償の請求
その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

- 第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書に
おいて認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。
- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の
役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、
また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しては、在職中及び退職後においても機密を
完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

- 第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴機構の書面による同意を得た者及び次に掲げる者
に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。
- (1) 顧問弁護士、会計監査人
 - (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会
計士、その他外部の専門家
 - (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官
公署
 - (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にか
かる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴機構又は貴機構の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴機構の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴機構より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴機構の指示に従い貴機構に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴機構は、当社が本誓約書に違反したことにより貴機構が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、貴機構より指定された地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上